



# 茨城県労働委員会年報

令和3年版

茨城県労働委員会事務局

～ 労使紛争の迅速・的確な解決を目指します ～

## は じ め に

この年報は、令和3年1月から12月までの1年間における当委員会の活動の概要及び取扱事件の処理状況を取りまとめたものです。

令和3年に取り扱った事件は、集团的労使紛争に係る調整事件が1件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が6件及び不当労働行為事件が4件となっています。

公・労・使の三者で構成されている労働委員会では、その特色を生かしながら、公正かつ迅速な事件の処理を目指し活動しています。

この冊子を通しまして、労使各位をはじめ、労働問題に関心のある方々に、労働委員会の活動内容を御理解いただきますとともに、良好な労使関係の維持・発展に多少なりともお役に立てれば幸いです。

令和4年2月

茨城県労働委員会

事務局長 大川 遵一

第 47 期 委 員 (令和 2 年 12 月 1 日 ~ 令和 4 年 11 月 30 日)  
公 益 委 員



木島会長



亀田会長代理



吉田(勉)委員



石川委員



後藤委員

労 働 者 委 員



内山委員



吉田(豊)委員



高木委員



菅原委員



関口委員

使 用 者 委 員



安田委員



澤畑委員



曾根委員



生井委員



吉原委員

退 任 委 員



赤澤委員  
(R3.8.31 退任)

# 目 次

第1章 労働委員会の概要	
第1節 労働委員会の構成	1
1 組 織	1
2 職務権限	1
3 委 員	2
4 あっせん員候補者	3
5 事 務 局	4
第2節 会議・研修	5
1 会議概要	5
2 研修概要	11
第2章 労働争議の調整	
第1節 調整事件	12
1 概 況	12
2 取扱事件の概要	16
第2節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査	17
1 争議行為予告通知	17
2 労働争議の実情調査	18
第3章 個別的労使紛争に係るあっせん	
1 個別的労使紛争関係の労働相談の状況	21
2 個別的労使紛争に係る労働相談会の実施	21
3 あっせん申請の状況	21
4 取扱事件の概要	25
第4章 不当労働行為事件の審査	
1 概 況	26
2 取扱事件の概要	30
第5章 労働組合の資格審査	
1 概 況	32
2 申請の概要	33

第6章 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく非組合 員の範囲の認定及び告示	
1 申出状況	34
2 告示状況	34
第7章 再審査事件	
1 概況	36
2 事件の概要	36
第8章 行政訴訟事件	
1 概況	36
[資料]	
第1表 調整事件処理状況一覧表	37
第2表 主要要求事項別調整事件数	38
第3表 調整事件業種別一覧表	39
第4表 個別的労使紛争に係るあっせん事件処理状況一覧表	41
第5表 主要要求事項別個別的労使紛争に係るあっせん事件数	41
第6表 個別的労使紛争に係るあっせん事件業種別一覧表	42
第7表 不当労働行為事件処理状況一覧表	43
第8表 不当労働行為事件業種別一覧表	44
第9表 資格審査取扱件数一覧表	46

# 第1章 労働委員会の概要

## 第1節 労働委員会の構成

### 1 組 織

都道府県労働委員会は、労働組合法第19条、第19条の12及び地方自治法第180条の5の規定に基づいて、都道府県知事の所轄の下に設置されている行政委員会である。

その構成は、労働者を代表する委員（労働者委員）、使用者を代表する委員（使用者委員）、公益を代表する委員（公益委員）の三者からなり、委員の数はそれぞれ5人ずつ、総数15人である。

労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命している。

委員会には、委員が公益委員の中から選出した会長及び会長代理が置かれている。

### 2 職務権限

労働委員会の職務権限は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査を行うこと（労働組合法第5条、第11条）。
- (2) 労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと（労働組合法第18条）。
- (3) 不当労働行為の審査を行うこと（労働組合法第7条、第27条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条）。
- (4) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと（労働関係調整法第10条～第35条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条、第14条、第15条）。
- (5) 特別調整委員の設置について意見を述べること及びその人数に対する同意を行うこと（労働関係調整法第8条の2、同法施行令第1条の6において準用する同令第1条）。
- (6) 争議行為発生届出を受理すること（労働関係調整法第9条）。
- (7) 公益事業における争議行為予告通知を受理すること（労働関係調整法第37条）。
- (8) 労働関係調整法第37条違反の審査及び処罰請求を行うこと（労働関係調整法第42条、同法施行令第11条）。
- (9) 地方公営企業等の労働組合の非組合員の範囲について認定し、告示を行うこと（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）。
- (10) 事務を行うために必要があると認めるときに、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場への臨検、検査を行うこと（労働組合法第22条）。
- (11) 事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生しており、求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること（職業安定法第20条）。
- (12) 事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生しており、無制限に労働者派遣がされることによって、当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること（労働者派遣法第24条）。

### 3 委 員

令和3年の労働委員会委員は次のとおりである。

第47期（任期 令和2年12月1日～令和4年11月30日）

（令和3年12月31日現在）

区分	氏 名	現職、( ) は前歴	任命年月日	備考
公益委員	◎ 木島 千華夫	弁護士	平 24.12.1	再 5期
	○ 亀田 哲也	弁護士	平 30.12.1	再 2期
	吉田 勉	常磐大学総合政策学部教授	平 30.12.1	再 2期
	石川 和宏	(元茨城県労働委員会事務局長)	令 2.12.1	新 1期
	後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授	令 2.12.1	新 1期
労働者委員	内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	平 30.1.1	再 3期
	吉田 豊	茨城県教職員組合顧問	平 28.12.1	再 3期
	高木 英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長	平 29.9.1	再 3期
	菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長	令 2.12.1	新 1期
	関口 喜一	情報産業労働組合連合会茨城県協議会議長	令 3.11.1	新 1期
使用者委員	安田 仁四	(一社)茨城県経営者協会人事労務相談室長	平 24.12.1	再 5期
	澤畑 慎志	(一社)茨城県経営者協会副会長	平 28.12.1	再 3期
	曾根 徹	(株)日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO兼日立事業所事業所長	平 30.5.1	再 3期
	生井 義雄	(株)カスミ常勤監査役	平 30.12.1	再 2期
	吉原 祐二	(株)ケーブホールディングス取締役常務執行役員管理本部長	令 2.12.1	新 1期

◎ …… 会長      ○ …… 会長代理

・任期中の退任委員

氏 名	在任中の職歴	備 考
赤澤 義明	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長	令3.8.31 退 任

4 あっせん員候補者

(令和3年12月31日現在)

氏 名	現職、( )は前歴
木 島 千華夫	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
吉 田 勉	常磐大学総合政策学部教授 茨城県労働委員会公益委員
亀 田 哲也	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
石 川 和 宏	(元茨城県労働委員会事務局長) 茨城県労働委員会公益委員
後 藤 玲 子	茨城大学人文社会科学部教授 茨城県労働委員会公益委員
内 山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
吉 田 豊	茨城県教職員組合顧問 茨城県労働委員会労働者委員
高 木 英 見	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長 茨城県労働委員会労働者委員
菅 原 康 弘	茨城交通労働組合執行委員長 茨城県労働委員会労働者委員
関 口 喜 一	情報産業労働組合連合会茨城県協議会議長 茨城県労働委員会労働者委員
安 田 仁 四	(一社)茨城県経営者協会人事労務相談室長 茨城県労働委員会使用者委員
澤 畑 慎 志	(一社)茨城県経営者協会副会長 茨城県労働委員会使用者委員
曾 根 徹	(株)日立製作所日立事業所事業所長 茨城県労働委員会使用者委員
生 井 義 雄	(株)カスミ常勤監査役 茨城県労働委員会使用者委員
吉 原 祐 二	(株)ケーブホールディングス取締役常務執行役員管理本部長 茨城県労働委員会使用者委員
大 川 遵 一	茨城県労働委員会事務局長
津 田 卓 也	同 次長兼総務調整課長
丸 山 達 也	同 審査課長



## 5 事務局

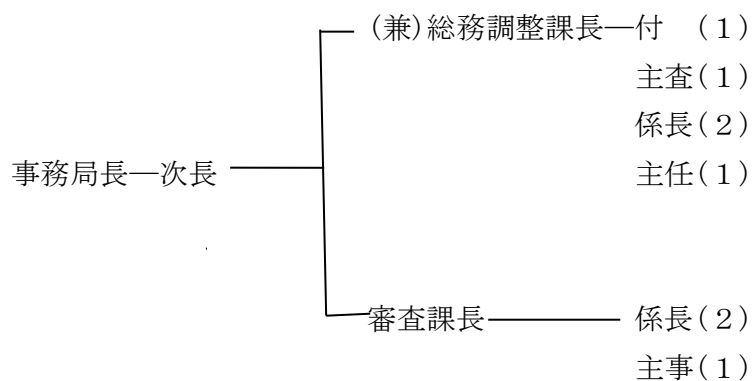
事務局には、会長の同意を得て都道府県知事が任命する事務局長及び必要な職員を置くこととされており（労働組合法第19条の12）、事務局の組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている（労働組合法施行令第25条）。

当事務局については、茨城県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和37年茨城県規則第10号）により内部組織、事務決裁等必要な事項が定められている。

昭和61年4月以降は、総務調整課及び審査課の2課制となっている。

職員定数は10人で、令和3年12月31日現在の現員は11人である。

### ○ 組 織（令和3年12月31日現在）



## 第2節 会議・研修

### 1 会議概要

労働委員会が開催する会議には、総会、公益委員会議等がある。

なお、総会は臨時に招集される場合がある。

また、このほかに、労働委員会相互の間の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

#### (1) 総 会

委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あっせん、調停、仲裁に関する報告等、委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

総会は、原則として毎月第3木曜日を定例日として開催している。

#### <総会の開催状況>

回数	開催 月日	付 議 事 項 等
1069	1.21 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・茨城県労働委員会事務局文書管理規程の一部改正について</li><li>・審査・調整事務処理要領の一部改正について</li><li>・令和2年（個）第1号事件の結果について</li><li>・争議行為予告通知関係について</li><li>・公益委員会議の結果について</li></ul>
1070	2.18 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査の実施状況の公表について</li><li>・関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題候補について</li><li>・争議行為予告通知関係について</li><li>・公益委員会議の結果について</li></ul>
1071	3.25 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年（個）第1号事件について</li><li>・争議行為予告通知関係について</li><li>・公益委員会議の結果について</li><li>・幹事委員会の結果について</li></ul>
1072	4.15 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・あっせん員候補者の委嘱及び解任について</li><li>・令和3年（調）第1号争議について</li><li>・争議行為予告通知関係について</li><li>・公益委員会議の結果について</li></ul>
1073	5.13 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・争議行為予告通知関係について</li><li>・公益委員会議の結果について</li></ul>

回数	開催 月日	付 議 事 項 等
1074	6.24 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年（調）第1号争議あっせんの結果について</li> <li>・令和3年（個）第2号事件について</li> <li>・関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果について</li> <li>・争議行為予告通知関係について</li> <li>・公益委員会議の結果について</li> <li>・幹事委員会の結果について</li> </ul>
1075	7.15 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年（個）第3号事件について</li> <li>・関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の日程等について</li> <li>・争議行為予告通知関係について</li> <li>・公益委員会議の結果について</li> </ul>
1076	8.19 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年（個）第3号事件の結果について</li> <li>・令和3年（個）第2号事件について</li> <li>・争議行為予告通知関係について</li> <li>・公益委員会議の結果について</li> </ul>
1077	9.14 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県個人情報保護に関する条例の一部改正について</li> <li>・令和3年（個）第2号事件の結果について</li> <li>・争議行為予告通知関係について</li> <li>・公益委員会議の結果について</li> <li>・幹事委員会の結果について</li> </ul>
1078	10.28 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年（個）第4号事件について</li> <li>・令和3年（個）第5号事件について</li> <li>・争議行為予告通知関係について</li> <li>・公益委員会議の結果について</li> </ul>
1079	11.25 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん員候補者の委嘱及び解任について</li> <li>・令和3年（個）第5号事件について</li> <li>・争議行為予告通知関係について</li> <li>・公益委員会議の結果について</li> <li>・全国労働委員会連絡協議会総会の結果について</li> </ul>
1080	12.23 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年（個）第4号事件の結果について</li> <li>・令和3年（個）第5号事件について</li> <li>・争議行為予告通知関係について</li> <li>・公益委員会議の結果について</li> </ul>

## (2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第3項の規定により公益委員の全員をもって構成する合議体で、労働委員会規則第9条第1項に規定する労働組合の資格に関する事項、不当労働行為に関する事項等を審議決定する。

原則として定例総会の日に、それに先だって開催することとしている。

### <開催状況>

回数	開催 月日	付 議 事 項 等
914	1. 21 (木)	・平成30年(不)第3号・令和元年(不)第1号事件について ・令和2年(不)第2号事件について ・令和2年(不)第1号事件について
915	2. 18 (木)	・労働委員会規則の一部改正(答弁書の提出等)について
916	3. 25 (木)	・令和2年(不)第2号事件について ・平成30年(不)第3号・令和元年(不)第1号事件について ・令和2年(不)第1号事件について
917	4. 15 (木)	・第85回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題検討について
918	5. 13 (木)	・平成30年(不)第3号・令和元年(不)第1号事件について ・令和2年(不)第2号事件について
919	6. 24 (木)	・地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定に係る手続開始について ・令和3年(資)第1号の資格審査について ・第86回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
920	7. 15 (木)	・地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示について ・令和2年(不)第1号事件について ・令和2年(不)第2号事件について
921	8. 19 (木)	・令和3年(資)第1号の資格審査について ・令和3年(資)第2号の資格審査について ・令和2年(不)第2号事件について
922	9. 14 (火)	・審査・調整事務処理要領の一部改正(答弁書の提出等)について ・令和3年(資)第3号の資格審査について ・令和2年(不)第2号事件について
923	10. 28 (木)	・令和2年(不)第1号事件について
924	11. 25 (木)	・令和2年(不)第2号事件について
925	12. 23 (木)	・令和2年(不)第2号事件について

(3) **調停委員会**

労働関係調整法第19条の規定に基づき、会長が指名する公労使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で労働争議の調停にあたる。

平成19年に行われた以降は、事件がないため開催されていない。

(4) **仲裁委員会**

労働関係調整法第31条の規定に基づき、公益委員又は特別調整委員の中から関係当事者の合意により会長が指名した3人以上の奇数の仲裁委員で構成される会議で労働争議の仲裁にあたる。

昭和43年に行われたのみで、その後事件がないため開催されていない。

(5) **小委員会**

労働委員会規則第5条の規定に基づき、総会の議決又は会長の専決により会長が指名する委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について調査、審議等を行う。

令和3年は設置されていない。

## (6) 連絡協議会及び連絡会議

労働委員会規則第86条の規定により、労働委員会相互の間の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、公・労・使各側委員の三者構成による連絡協議会及び会長の連絡会議が、それぞれ全国会議、ブロック会議にわかれて開催されている。

このほか、公益委員連絡会議（ブロック会議）、事務局の事務局長会議（全国会議）、調整、審査各主管課長会議（全国会議）が開催されている。

### <連絡協議会及び連絡会議の開催状況>

#### ア 連絡協議会

##### (ア) 全国

協議会名 (開催期日・場所) 出席委員	議題等
第76回全国労働委員会連絡協議会総会 (11/18～19 Web開催) (公)木島会長、亀田会長代理 石川委員、後藤委員 (労)内山委員、吉田委員 高木委員、菅原委員 (使)安田委員、澤畑委員 吉原委員	1 労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて (九州ブロック公労使) 2 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について (北海道・東北ブロック公労使) 3 被申請者のあっせん不応諾に対する説得について (中部ブロック公労使) 4 雇用類似の働き方と労使関係 (講演)

##### (イ) 関東ブロック

協議会名 (開催期日・場所) 出席委員	議題等
第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 (5/18 Web・書面開催(静岡県主催)) (公)木島会長、亀田会長代理 (労)内山委員、高木委員 (使)安田委員、澤畑委員	○ 議題 (Web・書面開催) 1 労働争議の調整事件及び個別的労使紛争のあっせん事件において被申請者から参加不応諾の意思が示された場合の対応について (書面) (茨城県) 2 労働局における個別労働関係紛争処理制度の概要及び労働委員会との連携に関する現状と課題－報告及び意見交換－ (Web) (静岡県) ○ 協議事項 (Web開催) ・ 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について (神奈川県)
第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 (9/14 Web・書面開催(茨城県主催)) (公)全委員 (労)全委員 (使)全委員	○ 議題 (Web開催) 1 不誠実団交と継続する行為について (長野県) 2 パワーハラスメント防止対策の法制化における労働委員会の役割について (茨城県)

イ 連絡会議

(ア) 全国

会 議 名	議 題 等
全国労働委員会会長連絡会議	(中止)

(イ) 関東ブロック

会 議 名 (開催期日・場所)	議 題 等
第85回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 (5月・書面開催(静岡県主催))	元組合員が被申立人側補佐人として申請された場合の対応について (静岡県)
第86回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 (9月・書面開催(茨城県主催))	不当労働行為事件における和解勧試の時期や事情、公益委員の役割等について (茨城県)

ウ その他の会議

会 議 名 (開催期日・場所)	議 題 等
全国労働委員会事務局長連絡会議	(中止)
全国労働委員会調整主管課長会議 (11/25 Web開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央労働委員会事務局調整担当課からの説明</li> <li>・都道府県労働委員会事務局からの事例報告</li> <li>・都道府県労働委員会事務局からの業務報告</li> </ul>
全国労働委員会審査主管課長会議 (11/25 Web開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央労働委員会事務局審査担当課からの説明</li> <li>・都道府県労働委員会事務局からの事例報告</li> <li>・労働協約の地域的拡張適用の決定</li> <li>・労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会(仮称)の設置</li> </ul>

## 2 研修概要

労働委員会委員の自己研さんを目的として、労働問題や労働行政等についての各界の専門家による講演などを毎年開催している。

令和3年は、第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（本県主催）と兼ねて開催した。

研 修 会 名 (開催期日・場所)	議 題
茨城県労働委員会委員研修会 (9/14 Web開催)	1 不誠実団交と継続する行為について 2 パワーハラスメント防止対策の法制化における労働委員会の役割について



## 第2章 労働争議の調整

### 第1節 調整事件

#### 1 概況

##### (1) 取扱件数

令和3年の取扱件数は1件で、前年からの繰越事件はなく、新規係属事件が1件であった。

なお、最近5年間における取扱件数は〔表-1〕のとおり、新規係属事件における業種別取扱件数は〔表-2〕のとおりである。

〔表-1〕 年別取扱事件数

区分		年	29	30	元 (31)	2	3
前年からの繰越件数 (①)			—	1	—	—	—
新規申請件数 (②)			3	3	—	—	1
新規	調整 区分 別	あっせん	3	3	—	—	1
		調 停	—	—	—	—	—
		仲 裁	—	—	—	—	—
申 請 事 件 の 区 分	開 始 事 由 別	労組申請	3	2	—	—	1
		使用者申請	—	1	—	—	—
		双方申請	—	—	—	—	—
		職 権	—	—	—	—	—
組 合 系 統	組 合 系 統	労 連 系	1	—	—	—	—
		連 合 系	2	1	—	—	1
		労 協 系	—	—	—	—	—
		系統なし	—	1	—	—	—
計 (①+②)			3	4	—	—	1
終結件数 (③)			3	4	—	—	1
翌年への繰越件数 { (①+②) - ③ }			1	—	—	—	—

[表一 2] 業種別取扱状況（新規係属事件）

業種別	29	30	元 (31)	2	3
農 ・ 林 ・ 漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	1	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	1	1	—	—	—
医 療 、 福 祉	1	2	—	—	1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
公 務	—	—	—	—	—
分 類 不 能	—	—	—	—	—
合 計	3	3	—	—	1

## (2) 企業規模別取扱状況

新規係属事件の企業規模別取扱状況は、〔表－3〕のとおりである。

〔表－3〕 企業規模別取扱状況（新規係属事件）

年 企業規模別	29	30	元(31)	2	3
～ 10人	—	2	—	—	—
11 ～ 30	—	—	—	—	—
31 ～ 50	—	—	—	—	—
51 ～ 100	—	—	—	—	—
101 ～ 300	—	1	—	—	—
301 ～ 500	—	—	—	—	1
501人以上	3	—	—	—	—
合 計	3	3	—	—	1

## (3) 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項別の取扱状況は、〔表－4〕のとおりである。

〔表－4〕 調整事項別取扱状況（新規係属事件）

年 調整事項 件数	29	30	元(31)	2	3
組合承認・組合活動	—	1	—	—	—
協約改定・効力	—	1	—	—	1
賃金増額	—	—	—	—	—
一時金	1	—	—	—	—
その他の賃金に関すること	1	2	—	—	—
賃金以外の労働条件	—	1	—	—	—
経営人事（配転・解雇等）	1	—	—	—	—
団交促進	1	—	—	—	—
事前協議制	—	—	—	—	—
その他	—	1	—	—	—
合 計	4	6	—	—	1

(注) 調整事項が2項目以上にわたる場合があるため、調整事項数は申請件数に一致しない。

(4) 事件の処理状況

取扱事件の終結事由及び処理日数別の取扱状況は、〔表－5〕のとおりである。

〔表－5〕 終結事由別及び処理日数別取扱状況

区 分		29	30	元(31)	2	3
終 結 事 由	解 決	1	2	—	—	1
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	打 切 り	—	2	—	—	—
	打 切 り ( 不 参 加 )	1	—	—	—	—
	規 則 65 II ( 不 開 始 )	—	—	—	—	—
	不 調	—	—	—	—	—
	合 計	2	4	—	—	1
処 理 日 数	1 ～ 5 日	—	—	—	—	—
	6 ～ 10	—	—	—	—	—
	11 ～ 20	—	—	—	—	—
	21 ～ 30	1	1	—	—	—
	31 ～ 50	—	2	—	—	—
	51日以上	—	1	—	—	1

(注1) 処理日数は調整員指名日(開始月日)から終結日までの日数

(注2) 調整員指名前に取り下げられた事件、不開始が決定された事件、被申請者の不参加により打ち切りとなった事件については、処理日数を算定していない。

(注3) 被申請者の不参加により打ち切りとなった事件は、「打ち切り(不参加)」に計上している。

## 2 取扱事件の概要

令和3年に係属した事件の概要は、次のとおりである。

令和3年 調整事件取扱一覧表

事件番号	業種	従業員数	申請者区分	組合加盟 上部団体	申請 月日	調整 区分	調整事項	開始 月日	終結 月日	調整 回数	所要 日数	終結 状況	調整員
①令 3 (調) 1	医療、 福祉	322	組合	日本X労 働組合	3.26	あつ せん	労働協約の有効期間を従前 どおり3年とされたい。	3.30	5.28	1	60	解決	木島(公) 石川(公) 吉田(労) 澤畑(使)

## 第2節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

### 1 争議行為予告通知

#### (1) 概況

令和3年に新たに取り扱い件数（当労委で受理又は当労委を経由したもの及び中労委が受理したもののうち本県に關係するとして連絡があったものの件数）は32件であった。

#### (2) 争議行為予告通知一覧表

通知者名称	業種	争議項目	当労委 受付	中労委 受付	当労委での 実情調査 実施の有無
国鉄労働組合	陸上 旅客	2021年4月1日以降の賃金の 引き上げ等に関する要求		2.12	無
全日本建設交運一般労働組合 全国鉄道本部	陸上 旅客	賃金引き上げ等		2.22	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	賃金引き上げ等	2.25		有
国鉄動力車労働組合総連合	陸上 旅客	2021年4月以降の新賃金等		2.26	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	運営体制、賃金引き上げ等	3.1		有
全国電力関連産業 労働組合総連合	電力	2021春季生活闘争		3.1	無
エヌ・ティ・ティ労働組合	通信	賃金改善等		3.1	無
全日本港湾労働組合	港湾	賃金引き上げ等		3.1	無
国鉄水戸動力車労働組合	陸上 旅客	労働委員会命令の完全履行等		3.1	有
全国港湾労働組合連合会	港湾	労働条件及び産別協定の改定 等		3.2	無
全日本運輸産業労働組合	道路 貨物	賃金引き上げ等		3.4	無
日立物流労働組合	道路 貨物	賃金・一時金		3.4	無
山陽自動車運送労働組合	道路 貨物	春闘賃金引き上げ要求等		3.5	無
日本私鉄労働組合総連合会	陸上 旅客	賃金、臨時給、産業別最低賃 金引き上げ等		3.8	無
郵政産業労働者ユニオン	通信	賃金引き上げ等		3.8	無
国鉄水戸動力車労働組合	陸上 旅客	エルダー再雇用の配属先、労 働条件の確立		3.15	有
全済生会労働組合	医療	賃金引き上げ等		3.16	無

日本赤十字労働組合	医療	賃金引き上げ等		3.25	無
全済生会労働組合	医療	夏期一時金等		5.10	無
全国港湾労働組合連合会	港湾	労働条件及び産別協定の改定等		5.21	無
全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	夏季一時金等		5.28	無
日本赤十字労働組合茨城県本部	医療	夏期一時金等	6.8		有
全国港湾労働組合連合会	港湾	労使協定違反及び産別諸協定の履行等		7.28	無
全済生会労働組合	医療	2021年度年末一時金等		10.7	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	年末一時金等	10.25		有
全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金闘争等		10.29	無
全日本国立医療労働組合	医療	2021年全医労賃金・労働条件改善要求		11.5	無
国鉄水戸動力車労働組合	陸上旅客	労働委員会命令の完全履行等		11.8	有
日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	2021年秋季年末闘争		11.9	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	年末一時金等	11.16		有
日本赤十字労働組合茨城県本部	医療	冬期一時金等	11.17		有
茨城県医療労働組合連合会	医療	年末一時金等	11.19		有

※ 「通知者名称」は、予告通知の差出人である組合名（連合団体である労働組合の場合は、当該連合団体である労働組合名）を記載している。

## 2 労働争議の実情調査

### (1) 概況

#### ア 紛争事由別実情調査状況

令和3年に実施した労働争議実情調査の件数は21件（前年からの繰越し3件を含む。）であった※。

これらの件数のうち、当労委で争議の予告を受理したものが17件、中労委が受理したもの（当労委を経由したものを含む。）が4件で、全て公益事業である。

紛争事由及び終結状況別にみると、〔表－1〕のとおりである。

※ 令和元年9月19日以降、争議行為予告通知のうち、中労委管轄で、中労委から連絡を受けたものについては、原則として本県労委での実情調査を行わないこととした。ただし、次のものについては実情調査を行っている。

- ・ 予告通知を行った労働組合の主たる事務所が県内にあるもの又は本県労委を経由したもの
- ・ 県民生活に影響を及ぼすおそれがあるものなど、会長が特に必要と認めるもの

〔表－１〕 実情調査実施状況

項目		年	29	30	元(31)	2	3
調 査 件 数			79	84	75	19	21
紛 争 事 由	労 働 協 約 改 定		9	—	—	—	—
	賃 金 増 額		26	36	36	5	3
	最 低 賃 金 制		—	—	—	—	—
	一 時 金		30	31	23	11	13
	退 職 金		—	—	—	—	—
	経 営 ・ 人 事		2	1	—	—	2
	そ の 他		12	16	16	3	3
終 結 状 況	自 主 解 決		59	63	47	14	16
	あ っ せ ん 移 行 解 決		1	1	—	—	—
	調 査 打 切 り		—	—	25	2	3
	翌 年 へ 繰 越 し		19	20	3	3	2

(注) 調査件数は、前年からの繰越しを含む。

## イ 事業別調査状況

事業別調査件数は、〔表－２〕のとおりである。

〔表－２〕 事業別調査件数

区 分	運 輸 事 業				郵 便 ・ 信 書 便 ・ 電 気 通 信 事 業	水 道 ・ 電 気 ・ ガ ス 供 給 事 業				医 療 ・ 公 衆 衛 生 事 業	計
	鉄 道 業	道 路 旅 客 運 送 業	道 路 貨 物 運 送 業	港 湾 運 送 業	通 信 業	電 気 業	ガ ス 業	熱 供 給 業	水 道 業	医 療 業	
件 数	4	—	—	—	—	—	—	—	—	17	21



## (2) 労働争議実情調査一覧表（公益事業関係）

番号	調査対象組合名	業種	通知月日		要求事項
			中労委	当労委	
R2 7	国鉄水戸動力車 労働組合	鉄道業	8月21日		労働委員会命令の完全履行等
8	いばらきあおぞら 労働組合	医療業		10月16日	年末一時金、経営問題等
10	茨城県厚生連労働組合	医療業		10月28日	年末一時金、労働条件等
R3 1	茨城民主医療機関労働組合	医療業		2月25日	賃金引き上げ等
2	いばらきあおぞら 労働組合	医療業		2月25日	賃金引き上げ等
3	かたくり労働組合	医療業		2月25日	賃金引き上げ等
4	国鉄水戸動力車 労働組合	鉄道業	3月1日		労働委員会命令の完全履行等
5	茨城県厚生連労働組合	医療業		3月1日	運営体制、賃上げ等
6	国鉄水戸動力車 労働組合	鉄道業	3月15日		エルダー再雇用の配属先、労働条件の確立
7	日本赤十字労働組合 水戸支部 a)水戸病院 b)乳児院	医療業		6月8日	夏期一時金等
8	日本赤十字労働組合 古河支部	医療業		6月8日	夏期一時金等
9	日本赤十字労働組合 茨城県赤十字 血液センター支部	医療業		6月8日	夏期一時金等
10	いばらきあおぞら 労働組合	医療業		10月25日	年末一時金等
11	茨城県厚生連労働組合	医療業		10月25日	年末一時金等
12	国鉄水戸動力車 労働組合	鉄道業	11月8日		労働委員会命令の完全履行等
13	鹿嶋病院職員組合	医療業		11月16日	年末一時金等
14	茨城民主医療機関労働組合	医療業		11月16日	年末一時金、人員配置等
15	日本赤十字労働組合 水戸支部 a)水戸病院 b)乳児院	医療業		11月17日	年末一時金等
16	日本赤十字労働組合 古河支部	医療業		11月17日	年末一時金等
17	日本赤十字労働組合 茨城県赤十字 血液センター支部	医療業		11月17日	年末一時金等
18	かたくり労働組合	医療業		11月19日	年末一時金、人員配置等

## 第3章 個別的労使紛争に係るあっせん

### 1 個別的労使紛争関係の労働相談の状況

令和3年において、あっせんの事前相談として労働委員会で直接受けた個別的労使紛争関係の労働相談(労働相談会での相談を除く。)は、労働者側43件及び使用者側2件で、計45件であった。

### 2 個別的労使紛争に係る労働相談会の実施

令和3年において、個別労働関係紛争処理制度の周知・広報を通じて、同制度の利用拡大を図るため、労働委員会委員による「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を実施した。相談会の概要は、以下のとおりである。

実施日 会場	相談員	相談 件数	備 考
10月6日(水) 県庁舎23階労働委員会事務局 (水戸市笠原町)	亀田会長代理 高木委員	4件	面談による相談 2件 電話による相談 2件
10月22日(金) 県庁舎23階労働委員会事務局 (水戸市笠原町)	木島会長 澤畑委員	4件	面談による相談 4件
10月28日(木) 県庁舎23階労働委員会事務局 (水戸市笠原町)	石川委員 吉田(豊)委員	3件	面談による相談 3件

### 3 あっせん申請の状況

#### (1) 取扱件数

令和3年の取扱件数は6件で、前年からの繰越事件が1件、新規係属事件が5件であった。

なお、最近5年間における取扱件数は〔表-1〕のとおり、新規係属事件における業種別取扱件数は〔表-2〕のとおりである。

〔表-1〕 年別取扱事件数

区分		年				
		29	30	元(31)	2	3
前年からの繰越件数(①)		1	—	—	1	1
新規申請件数(②)		2	1	4	1	5
開始 事由別	労働者申請	2	1	4	1	5
	使用者申請	—	—	—	—	—
計(①+②)		3	1	4	2	6
終結件数(③)		3	1	3	1	6
翌年への繰越件数 {(①+②)-③}		—	—	1	1	—

[表-2] 業種別取扱件数（新規係属事件）

業種別	年	29	30	元(31)	2	3
農 ・ 林 ・ 漁 業		—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業		—	—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—	1
製 造 業		2	—	1	—	1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		—	—	1	—	—
情 報 通 信 業		—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		—	—	1	—	1
金 融 業、保 険 業		—	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		—	1	—	—	—
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		—	—	—	—	—
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業		—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業		—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		—	—	1	—	—
医 療、福 祉		—	—	—	1	1
複 合 サ ー ビ ス 事 業		—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		—	—	—	—	1
公 務		—	—	—	—	—
分 類 不 能		—	—	—	—	—
合 計		2	1	4	1	5

(2) 企業規模別取扱状況

新規係属事件の企業規模別の取扱状況は、〔表－3〕のとおりである。

〔表－3〕 企業規模別取扱状況（新規係属事件）

企業規模別	年	29	30	元(31)	2	3
	件数					
～ 10人		—	—	—	—	1
11 ～ 30		—	1	2	—	—
31 ～ 50		1	—	—	1	—
51 ～ 100		—	—	—	—	—
101 ～ 300		1	—	1	—	2
301 ～ 500		—	—	1	—	—
501人以上		—	—	—	—	2
合 計		2	1	4	1	5

(3) あっせん事項別取扱状況

新規係属事件のあっせん事項別の取扱状況は、〔表－4〕のとおりである。

〔表－4〕 あっせん事項別取扱状況（新規係属事件）

あっせん事項	年	29	30	元(31)	2	3
	件数					
経営又は人事		2	1	4	1	5
解 雇 配 置 転 換 等 復 職 退 職 そ の 他	解 雇	2	1	1	—	1
	配 置 転 換 等	—	—	—	—	—
	復 職	—	—	—	—	—
	退 職	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
賃 金 等	賃 金 未 払	—	—	—	—	—
	賃 金 増 額 ・ 減 額	—	—	—	—	—
	退 職 一 時 金	—	—	—	—	—
	解 雇 手 当	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	1	1
労 働 条 件 等		1	—	—	—	—
職 場 の 人 間 関 係		—	—	3	1	4
そ の 他		—	—	—	—	1
合 計		3	1	4	2	7

(注) あっせん事項が2項目以上にわたる場合があるため、あっせん事項数は申請件数に一致しない。

#### (4) 事件の処理状況

取扱事件の終結事由及び処理日数別の取扱状況は、〔表－５〕のとおりである。

〔表－５〕 終結事由別及び処理日数別取扱状況

区 分		29	30	元(31)	2	3
終 結 事 由	解 決	—	—	2	1	1
	取 下 げ	1	—	—	—	—
	打 切 り	—	—	—	—	1
	打 切 り (不参加)	2	1	1	—	4
	不 開 始	—	—	—	—	—
合 計		3	1	3	1	6
処 理 日 数	1 ～ 5 日	—	—	—	—	—
	6 ～ 10	—	—	—	—	—
	11 ～ 20	—	—	—	—	—
	21 ～ 30	1	—	1	—	1
	31 ～ 50	1	1	2	—	2
	51 日以上	1	—	—	1	3

(注1) 処理日数は申請日から終結日までの日数

(注2) 被申請者の不参加により打ち切りとなった事件は、「打ち切り（不参加）」に計上している。

#### 4 取扱事件の概要

令和3年に係属した事件の概要は、次のとおりである。

令和3年 個別あっせん事件取扱一覧表

事件番号	業種	企業規模別	申請者区分	申請月日	あっせん事項	あっせん員指名月日	終結月日	あっせん回数	所要日数	終結状況	あっせん員
①令 2 (個) 1	医療、 福祉	C	労働者	R2. 12.10	①新型コロナウイルス感染症疑いにより休職したことによる休業手当の支払い ②パワハラに対する謝罪と損害賠償の支払い	R2. 12.14	1.13	—	35	打切り (不参加)	木島(公) 石川(公) 赤澤(労) 曾根(使)
②令 3 (個) 1	サービ ス業	E	労働者	3.17	休業補償額の不足分の支払い	3.23	4.14	—	29	打切り (不参加)	亀田(公) 石川(公) 菅原(労) 吉原(使)
③令 3 (個) 2	医療、 福祉	G	労働者	6.11	①パワハラ、セクハラ、退職勧奨(強要)の謝罪 ②解決金〇円(治療費含む) ③退職理由を会社都合退職とすること	6.17	9.7	1	89	解決	吉田(公) 石川(公) 菅原(労) 曾根(使)
④令 3 (個) 3	製造業	E	労働者	6.22	パワハラに対する謝罪と慰謝料の支払い	6.25	7.29	—	38	打切り (不参加)	木島(公) 内山(労) 安田(使)
⑤令 3 (個) 4	建設業	A	労働者	8.27	会社から在籍強要、脅迫を受け、精神的苦痛を受けたので、その解決金として〇円の支払い	9.9	12.14	1	110	打切り	亀田(公) 高木(労) 生井(使)
⑥令 3 (個) 5	小売業	G	労働者	9.28	パワハラに対する謝罪	10.7	12.28	—	92	打切り (不参加)	石川(公) 内山(労) 吉原(使)

(注) 企業規模別の区分

- A : ~ 10人
- B : 11人~ 30人
- C : 31人~ 50人
- D : 51人~100人
- E : 101人~300人
- F : 301人~500人
- G : 501人~

## 第4章 不当労働行為事件の審査

### 1 概 況

#### (1) 取扱件数

令和3年の取扱件数は、前年からの繰越事件が4件で、新規係属事件はなかった。

なお、最近5年間における取扱件数は〔表-1〕のとおり、新規係属事件における業種別取扱件数は〔表-2〕のとおりである。

〔表-1〕 年別取扱件数

区分			年	29	30	元(31)	2	3
前年からの繰越件数 (①)				2	2	3	2	4
新規申立件数 (②)				1	3	1	2	—
新規申立事件の区分	申立内容別	事件	1号	—	—	—	—	—
			2号	1	—	—	—	—
			3号	—	1	—	—	—
			1・2号	—	—	1	—	—
			1・3号	—	1	—	—	—
			1・4号	—	—	—	1	—
			2・3号	—	—	—	—	—
			3・4号	—	—	—	—	—
			1・2・3号	—	1	—	1	—
			1・3・4号	—	—	—	—	—
	7条号別	1号	—	2	1	2	—	
		2号	1	1	1	1	—	
		3号	—	3	—	1	—	
		4号	—	—	—	1	—	
	申立人別	組合	—	2	1	—	—	
個人		—	—	—	—	—		
組合・個人		1	1	—	2	—		
計 (① + ②)				3	5	4	4	4
終結件数 (③)				1	2	2	—	2
翌年への繰越件数 { (① + ②) - ③ }				2	3	2	4	2

(注) 「7条号別」とは、新規申立事件を労働組合法第7条の該当号別に整理したもので、新規申立件数とは一致しない。

[表-2] 業種別取扱件数 (新規係属事件)

業種別 \ 年	29	30	元(31)	2	3
農 ・ 林 ・ 漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	1	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	1	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サービス 業	—	—	—	—	—
宿 泊 業 、 飲 食 サービス 業	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サービス 業 、 娯 楽 業	—	1	1	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	1	1	—	1	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—
複 合 サービス 事 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
公 務	—	—	—	—	—
分 類 不 能	—	—	—	—	—
合 計	1	3	1	2	—



(2) 終結件数

係属事件のうち令和3年中に終結したものは2件であり、いずれも関与和解で終結した。

なお、最近5年間における係属事件の終結状況は〔表-3〕のとおり、処理日数状況及び審査の目標期間の達成状況は〔表-4〕のとおりである。

〔表-3〕 年別終結件数

区分		年					
		29	30	元(31)	2	3	
取扱件数 ( ① )		3	5	4	4	4	
終結件数 ( ② )		1	2	2	—	2	
繰越件数 ( ① - ② )		2	3	2	4	2	
終結状況	命 令 ・ 決 定	全部救済	—	—	—	—	—
		一部救済	—	—	2	—	—
		棄却	1	—	—	—	—
		却下	—	—	—	—	—
		計	1	—	2	—	—
	和 解	無関与	—	—	—	—	—
		関与	—	1	—	—	2
		計	—	1	—	—	2
	取下げ		—	1	—	—	—

(注) 和解の区分について

「無関与和解」とは、自主和解及び労働委員会以外の第三者（裁判所等）の関与による和解をいう。「関与和解」とは、労働委員会の関与による和解をいい、当委員会における関与和解のほか、中央労働委員会の関与により和解した事件を含む。

[表-4] 年別処理日数状況及び審査の目標期間の達成状況

区分		終結年	29	30	元(31)	2	3
終 結 件 数			1	2	2	—	2
うち、目標期間達成件数			1	1	1	—	1
処 理 日 数	1 日以上 ~100 日以内		—	1	—	—	—
	101 " 200 "		—	—	—	—	—
	201 " 300 "		—	—	—	—	—
	301 " 400 "		—	—	—	—	—
	401 " 500 "		—	—	—	—	—
	501 " 550 "		1	—	1	—	1
	551 " 600 "		—	—	—	—	—
	601 " 700 "		—	—	—	—	—
	701 " 800 "		—	1	1	—	—
	801 " 900 "		—	—	—	—	1
	901 " 1,000 "		—	—	—	—	—
	1,000 日以上		—	—	—	—	—
平 均 処 理 日 数			503	406	658	—	710

(参考)

<p>審査の期間の目標</p> <p><b>茨城県労働委員会告示第1号</b></p> <p>労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、審査の期間の目標を次のとおり定めた。</p> <p>平成17年3月24日</p> <p style="text-align: right;">茨城県労働委員会会長 片 桐 章 典</p> <p>審査の期間の目標 1年6箇月</p>
---

## 2 取扱事件の概要

令和3年に係属した事件の概要は、次表のとおりである。

令和3年 不当労働行為事件取扱一覧表

事件 番号	業種等	請 求 する 救 済 内 容	
		7 条	請 求 の 趣 旨
平 30 (不) 3	業種：生活関連サービス業 従業員数：約200人	1号 2号 3号	1 申立人執行委員長のパワーハラスメント被害通報に対する対応遅延等の不利益取扱いの禁止 2 誠実な団体交渉 3 別組合の活動に関与することで申立人に対する支配介入の禁止 4 謝罪文の掲示及び広告
令 元 (不) 1	業種：生活関連サービス業 従業員数：約200人	1号 2号	1 申立人組合員のパワーハラスメント被害通報に対する対応遅延等の不利益取扱いの禁止 2 団体交渉における虚偽又は論点をすり替えた回答・説明の禁止 3 一時金・賃上げ交渉に関連するとして申立人が請求する資料の開示 4 誠実な団体交渉 5 謝罪文の掲示及び広告
令 2 (不) 1	業種：教育、学習支援業 従業員数：4,424人	1号 4号	1 会議での発言機会の保証 2 文書以外での相談に応じること 3 履修妨害の撤回と中止 4 謝罪文の交付及び掲示
令 2 (不) 2	業種：電気・ガス業 従業員数：80人	1号 2号 3号	1 懲戒処分撤回 2 支配介入の禁止 3 誠実な団体交渉 4 謝罪文掲示及び申立人らへの手交 5 組合所属に関する調査等による組合存立・運営の支配介入の禁止

申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査回数		審問回数		終結 状況	審査委員 及び 参与委員	備考
			通算	令和 3年	通算	令和 3年			
30.11.9	3.4.19	893	14	3	2		関与 和解	木島 岩間 内山 (労) 澤畑 (使)	令和元年(不)第1号事 件と併合審査
元.11.11	3.4.19	526	9	3	2		関与 和解	木島 岩間 内山 (労) 澤畑 (使)	平成30年(不)第3号事 件と併合審査
2.2.13			5	3				亀田 吉田 吉田 (労) 安田 (使) 高木 (労)	
2.11.16			7	7				木島 後藤 吉田 (労) 生井 (使)	令和3年4月12日、請 求する救済内容の追加 的変更

## 第5章 労働組合の資格審査

### 1 概 況

令和3年の取扱件数は、前年からの繰越し3件及び新規申請5件の計8件であった。  
 なお、最近5年間における取扱件数は、次表のとおりである。

年別取扱件数

区分		年				
		29	30	元(31)	2	3
前年からの繰越し件数 (①)		3	3	2	1	3
新規申請件数 (②)		7	8	—	8	5
申請事由別	不当労働行為	1	2	—	2	—
	法人登記	2	1	—	1	4
	労働者委員候補者推薦	4	5	—	5	1
計 (① + ②)		10	11	2	9	8
終結件数 (③)		7	9	1	6	4
終結状況別	適合決定	7	6	1	6	3
	不適合決定	—	—	—	—	—
	打ち切り	—	3	—	—	1
	取下げ	—	—	—	—	—
翌年への繰越し件数 { (① + ②) - ③ }		3	2	1	3	4

## 2 申請の概要

令和3年 労働組合資格審査取扱状況一覧表

年番号	労働組合名	申請年月日	申請事由	終結年月日	終結状況	所要日数	補正告
平30 (資)8	A	30.11.9	不当労働行為 救済申立て	3.4.19	打切り	893	—
令2 (資)1	B	2.2.14	”				
令2 (資)8	C	2.11.16	”				
令3 (資)1	D	3.5.17	法人登記	3.8.19	適合	95	3.6.28
令3 (資)2	E	3.7.6	”	3.8.19	適合	45	—
令3 (資)3	F	3.9.2	労働者委員 候補者推薦	3.9.14	適合	13	—
令3 (資)4	G	3.9.2	法人登記				
令3 (資)5	H	3.12.14	”				

## 第6章 地方公営企業等の労働関係に関する法律 第5条第2項の規定に基づく非組合員の 範囲の認定及び告示

### 1 申出状況

令和3年中の申出は1件であった。

申出者	申出年月日	申出事由
茨城県公営企業管理者 茨城県企業局労働組合	3.6.4	組織改正等に伴う非組合員の範囲の変更

### 2 告示状況

令和3年7月15日第920回公益委員会議の決定に基づき、同月26日付け茨城県報第224号で次のとおり告示した。

#### 茨城県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、茨城県企業局（以下「企業局」という。）の職員が結成し、又は加入する茨城県企業局労働組合について、企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和3年7月15日次のとおり認定した。

なお、平成24年7月30日茨城県労働委員会告示第1号は、廃止する。

令和3年7月26日

茨城県労働委員会会長 木島 千華夫

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者	
本局	次長、参事、危機管理対策監、課（室）長、首席検査監、副参事、技佐、課（室）長補佐（総括）、監察監、総務課労務担当課長補佐及び主査、総務課総務グループ給与担当係長及び主任	
出先機関 及び その支所	県南水道事務所	所長、次長、総務課長
	利根川浄水場	場長、副場長
	阿見浄水場	場長、副場長
	鹿行水道事務所	所長、次長、総務課長
	鱒川浄水場	場長、副場長

	県西水道事務所	所長、次長、総務課長
	新治浄水場	場長、副場長
	水海道浄水場	場長、副場長
	県中央水道事務所	所長、次長、総務課長
	涸沼川浄水場	場長、副場長
	水質管理センター	センター長、水質管理課長



## 第7章 再審査事件

### 1 概 況

令和3年に当委員会の命令を不服として中央労働委員会に係属した再審査事件は、前年からの繰越し1件であり、令和4年に繰り越された。

### 2 事件の概要

令和3年 再審査係属事件一覧表

再 事 業	審 番 号	再 申 年 月	審 査 立 日	終 年 月 (終結状況)	結 日	初 事 件 番 号	申 年 月 立 日	終 年 月 (終結状況)	結 日
① 令和元年 (不 再) 第55号 業種：教育、学習支援業		令和元年 10月28日				茨 労 委 平 成 29 年 ( 不 ) 第 1 号 平 成 30 年 ( 不 ) 第 2 号	平成29年 9月6日 平成30年 4月19日		令和元年 10月16日 命令書写交付 (一部救済)

## 第8章 行政訴訟事件

### 1 概 況

令和3年中の係属事件はない。

[資料]

第1表 調整事件処理状況一覧表

(昭21.5～令3.12)

区分		期間別									計
		21年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 70年	8年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 37年		
あ っ せ ん	申請件数	142	180	173	138	55	60	67	8	823	
	規則 65 II	—	—	1	—	1	3	12	—	17	
	取下げ	8	11	30	19	10	10	12	—	100	
	解決	123	139	83	77	32	38	25	5	522	
	打切り	10	31	59	42	11	10	18	2	183	
	打切り(不参加)	/	/	/	/	/	/	/	1	1	
	移管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	翌年へ繰越し	1	—	—	1	1	—	—	—	/	
調 停	申請件数	17	3	2	—	2	2	1	—	27	
	規則 70 II	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	取下げ	3	1	1	—	—	—	—	—	5	
	解決	10	1	—	—	1	1	1	—	14	
	不調打切り	3	1	1	—	1	1	—	—	7	
	移管	1	—	—	—	—	—	—	—	1	
仲 裁	申請件数	—	—	1	—	—	—	—	—	1	
	規則 79	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	取下げ	—	—	1	—	—	—	—	—	1	
	裁定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	打切り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	移管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計		159	183	176	138	57	62	68	8	851	

(注1) 「翌年へ繰越し」とは、集計期間の最終年から翌年へ繰り越した数である。

(注2) 被申請者の不参加により不開始又は打切りとなったあっせん事件は、平成28年8月18日より前に申請があったものについては「規則65 II」に、同日以降に申請があったものについては、手続の見直しにより「打切り(不参加)」に計上している。

第2表 主要要求事項別調整事件数

(昭21.5～令3.12)

期間別 要求事項		21年	31年	41年	51年	61年	8年	18年	28年	計
		30年	40年	50年	60年	7年	17年	27年	3年	
組合承認 ・組合活動		—	1	1	5	12	7	3	1	30
協約締結・改定		20	7	3	1	3	—	—	1	35
協約効力・解釈		1	—	7	3	1	2	5	1	20
賃 金 等	賃金増額	39	92	74	31	16	6	1	—	259
	一時金	25	29	33	35	17	9	4	1	153
	諸手当	—	4	4	4	—	2	—	—	14
	その他賃金に 関するもの	16	5	—	12	5	8	6	2	54
	退職金・年金	9	—	4	4	1	2	—	1	21
	解雇及び 休業手当	2	1	—	2	—	1	—	—	6
給与 以外の 労働 条件	労働時間	—	—	1	1	—	2	1	—	5
	休日・休暇	—	1	1	1	1	3	2	1	10
	作業方法 の変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	定年制	—	—	—	—	—	—	1	—	1
	その他の 労働条件	2	—	—	1	2	2	1	—	8
経 営 又 は 人 事	事業休止 ・操短等	13	3	1	1	1	—	—	—	19
	企業合併 ・営業譲渡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人員整理	5	1	3	5	—	—	1	—	15
	配置転換	—	—	—	6	1	6	5	—	18
	解雇	16	21	5	7	—	12	13	1	75
	その他の 経営人事	6	2	6	3	—	—	2	1	20
福利厚生		—	—	—	—	—	—	—	—	—
団交促進		4	16	28	38	19	45	37	2	189
事前協議制		—	—	—	3	1	1	—	—	5
その他		1	—	5	3	—	7	8	1	25
合計		159	183	176	166	80	115	90	13	982

(注) 昭和56年以降の欄の合計及び計欄の合計は、申請事項が2項目以上あるため、第1表・第3表の各表の合計と一致しない。

なお、昭和55年以前については、主な申請事項を件数として計上したものである。

第3表 調整事件業種別一覧表

(昭21. 5～平14. 12)

業種別		期間別						計
		21年 ＼ 30年	31年 ＼ 40年	41年 ＼ 50年	51年 ＼ 60年	61年 ＼ 7年	8年 ＼ 14年	
農 林 水 産 業		2	—	—	—	—	—	2
鉱 業		17	4	2	1	—	—	24
建 設 業		4	2	2	—	—	—	8
製 造 業	食 料 品	8	12	4	4	4	1	33
	織 維 ・ 衣 服	5	14	9	2	—	—	30
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 等	4	2	9	1	—	—	16
	出 版 ・ 印 刷	5	1	—	—	—	2	8
	化 学	3	2	2	1	—	—	8
	窯 業 ・ 土 石	3	5	2	—	1	1	12
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 ・ 金 属	3	2	2	1	—	—	8
	一 般 機 械 器 具	29	22	17	3	1	—	72
	電 気 機 械 器 具	7	2	5	5	5	1	25
	精 密 機 械 器 具	—	—	—	2	—	—	2
上 記 以 外 の 製 造 業		4	2	18	4	2	3	33
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		—	—	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	道 路 旅 客 運 送 業	39	35	26	22	5	3	130
	道 路 貨 物 運 送 業	9	14	6	10	7	5	51
	上 記 以 外 の 運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業		6	7	7	10	1	2	33
金 融 ・ 保 險 業		3	13	6	14	3	—	39
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	協 同 組 合	—	—	—	7	6	2	15
	医 療 、 保 健 及 び 清 掃 業	2	7	8	5	12	10	44
	教 育	—	—	—	22	8	12	42
	上 記 以 外 の サ ー ビ ス 業	3	33	42	19	2	6	105
公 務		3	4	3	2	—	—	12
分 類 不 能		—	—	6	3	—	—	9
合 計		159	183	176	138	57	48	761

(平15.1～平20.12)

業種別	期間別	15年	18年	計
		17年	20年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業		—	—	—
建設業		—	—	—
製造業	食料品	—	—	—
	繊維・衣服	—	—	—
	木材・木製品・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	1	1
	窯業・土石	—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属・金属	1	—	1
	一般機械器具	1	—	1
	電気機械器具	—	—	—
	精密機械器具	—	—	—
上記以外の製造業	—	1	1	
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—
情報通信業		—	1	1
運輸業	道路旅客運送業	1	1	2
	道路貨物運送業	—	2	2
	上記以外の運輸業	1	1	2
卸売・小売業		—	1	1
金融・保険業		—	—	—
不動産業		—	1	1
飲食店、宿泊業		—	—	—
医療、福祉		4	4	8
教育、学習支援業		5	3	8
複合サービス事業		—	—	—
サービス業		1	2	3
公務		—	1	1
分類不能		—	—	—
合計		14	19	33

(平21.1～令3.12)

業種別	期間別	21年	28年	計
		27年	3年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—
建設業		3	—	3
製造業	食料品	2	—	2
	繊維	—	—	—
	木材・木製品・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	—	—
	窯業・土石	1	—	1
	鉄鋼・非鉄金属・金属	—	—	—
	はん用機械器具	—	—	—
	生産用機械器具	—	—	—
	業務用機械器具	—	—	—
上記以外の製造業	4	—	4	
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—
情報通信業		1	—	1
運輸業、郵便業	道路旅客運送業	3	—	3
	道路貨物運送業	4	—	4
	上記以外の運輸業	2	1	3
	郵便業	—	—	—
卸売業、小売業		8	—	8
金融業、保険業		1	—	1
不動産業、業、物品賃貸業		1	—	1
学術研究、専門・技術サービス業		2	—	2
宿泊業、飲食サービス業		3	—	3
生活関連サービス業、娯楽業		—	—	—
教育、学習支援業		8	3	11
医療、福祉		2	4	6
複合サービス事業		1	—	1
サービス業		3	—	3
公務		—	—	—
分類不能		—	—	—
合計		49	8	57

(注) 平成15年1月及び平成21年1月に業種分類が一部変更された。

第4表 個別的労使紛争に係るあっせん事件処理状況一覧表

(平13.10～令3.12)

区分	期間別			計
	13年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 3年	
申請件数	21	30	20	71
不開始	8	21	3	32
取下げ	2	3	1	6
解決	6	5	7	18
打切り	5	—	2	7
打切り(不参加)			8	8
翌年へ繰越し	—	1	—	

(注1) 「翌年へ繰越し」とは、期間の最終年から翌年へ繰り越した数である。

(注2) 被申請者の不参加により不開始又は打切りとなった事件は、平成28年8月18日より前に申請があったものについては「不開始」に、同日以降に申請があったものについては、手続の見直しにより「打切り(不参加)」に計上している。

第5表 主要要求事項別個別的労使紛争に係るあっせん事件数

(平13.10～令3.12)

要求事項	期間別			計	
	13年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 3年		
経営 又は 人事	解雇	7	15	7	29
	配置転換等	—	2	—	2
	復職	1	1	—	2
	退職	8	3	1	12
	その他	2	1	—	3
賃 金 等	賃金未払	3	1	—	4
	賃金増額 ・ 減額	1	1	—	2
	退職一時金	8	1	2	11
	解雇手当	2	2	—	4
	その他	2	4	3	9
労働条件等	2	6	1	9	
職場の人間関係	—	4	13	17	
その他	5	5	1	11	
合計	41	46	28	115	

第6表 個別的労使紛争に係るあっせん事件業種別一覧表

(平13.10～平14.12)

(平15.1～平20.12)

(平21.1～令3.12)

期間別		13年	期間別		15年	18年	計	期間別		21年	28年	計
業種別		14年	業種別		17年	20年		業種別		27年	3年	
農林水産業		—	農・林・漁業		—	—	—	農・林・漁業		—	—	—
鉱業		—	鉱業		—	—	—	鉱業、採石業、 砂利採取業		—	—	—
建設業		—	建設業		4	—	4	建設業		2	2	4
製 造 業	食料品	—	食料品		1	—	1	食料品		—	1	1
	繊維・衣服	—	繊維・衣服		—	—	—	繊維		—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	木材・木製品 ・家具等		—	—	—	木材・木製品 ・家具等		—	—	—
	出版・印刷	1	印刷関連		—	—	—	印刷関連		—	—	—
	化学	—	化学		—	—	—	化学		—	—	—
	窯業・土石	—	窯業・土石		—	—	—	窯業・土石		—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金属	—	鉄鋼・非鉄金属 ・金属		6	—	6	鉄鋼・非鉄金属 ・金属		—	—	—
	一般機械器具	—	一般機械器具		—	—	—	はん用機械器具		—	—	—
	電気機械器具	—	電気機械器具		—	—	—	生産用機械器具		—	—	—
	精密機械器具	—	精密機械器具		—	—	—	業務用機械器具		3	—	3
上記以外の 製造業	1	上記以外の 製造業		—	—	—	上記以外の 製造業		1	4	5	
電気・ガス・水道業		—	電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	—	—	電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	1	1
運 輸 ・ 通 信 業	道路旅客運送業	—	情報通信業		—	—	—	情報通信業		—	—	—
	道路貨物運送業	1	運 道 路 旅 客 運 送 業		—	1	1	運 道 路 旅 客 運 送 業		—	—	—
	上記以外の 運輸・通信業	—	運 道 路 貨 物 運 送 業		2	—	2	運 道 路 貨 物 運 送 業		1	—	1
卸売・小売業		—	業 運 輸 上 記 以 外 の 業		—	1	1	業 運 輸 上 記 以 外 の 業		—	—	—
金融・保険業		—	卸売・小売業		—	3	3	郵便業		—	—	—
不動産業		—	金融・保険業		1	1	2	卸売業、小売業		2	4	6
サ ー ビ ス 業	協同組合	—	不動産業		—	—	—	金融業、保険業		—	—	—
	医療、保健 及び清掃	—	飲食店、宿泊業		—	—	—	不動産業、 物品賃貸業		—	1	1
	教育	—	医療、福祉		—	3	3	学術研究、 専門・技術サービス業		1	—	1
	上記以外の サービス業	1	教育、学習支援業		1	—	1	宿泊業、 飲食サービス業		1	—	1
公務		—	複合サービス事業		1	—	1	生活関連サービス業、 娯楽業		—	—	—
分類不能		—	サービス業		1	—	1	教育、学習支援業		1	1	2
合計		4	公務		—	—	—	医療、福祉		2	3	5
			分類不能		—	—	—	複合サービス事業		—	—	—
			合計		17	9	26	サービス業		6	3	9
								公務		1	—	1
								分類不能		—	—	—
								合計		21	20	41

(注) 平成15年1月及び平成21年1月に業種分類が一部変更された。

第7表 不当労働行為事件処理状況一覧表

(昭22.5～令3.12)

区分		期間別								
		22年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 7年	8年 17年	18年 27年	28年 3年	計
申立件数		27	36	77	35	28	56	34	9	302
却下		—	2	—	—	—	—	1	—	3
命令	全部救済	2	—	6	5	3	1	4	—	21
	一部救済	—	1	9	5	4	11	5	4	39
	棄却	1	—	—	—	1	1	2	1	6
和解	無関与	3	23	8	5	—	22	3	—	64
	関与	16	3	32	17	12	20	10	3	113
取下げ		5	6	14	9	4	5	10	1	54
翌年へ繰越し		—	1	9	3	7	3	2	2	

(注1) 「翌年へ繰越し」とは、期間の最終年から翌年へ繰り越した数である。

(注2) 和解の区分について

平成17年までは、「自主和解」と「関与和解」に区分していたが、平成18年からは、「無関与和解」と「関与和解」に区分することとした。

「無関与和解」とは、自主和解及び労働委員会以外の第三者（裁判所等）の関与による和解をいう。「関与和解」とは、労働委員会の関与による和解をいい、当委員会における関与和解のほか中央労働委員会の関与により和解した事件を含む。



第8表 不当労働行為事件業種別一覧表

(昭22.5～平14.12)

業種別		期間別						計
		22年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 70年	8年 ～ 14年	
農 林 水 産 業		—	—	3	—	—	—	3
鉱 業		6	3	2	1	—	—	12
建 設 業		—	—	—	—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	1	3	3	4	1	2	14
	織 維 ・ 衣 服	1	1	1	—	—	—	3
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 等	—	—	9	1	—	—	10
	出 版 ・ 印 刷	—	—	—	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	1	—	—	1
	窯 業 ・ 土 石	—	—	1	1	1	—	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 ・ 金 属	—	—	1	—	1	—	2
	一 般 機 械 器 具	3	5	4	—	1	—	13
	電 気 機 械 器 具	4	2	5	6	5	12	34
	精 密 機 械 器 具	—	—	5	3	—	2	10
上 記 以 外 の 製 造 業		—	—	5	—	2	2	9
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		—	—	—	—	—	1	1
運 輸 ・ 通 信 業	道 路 旅 客 運 送 業	3	6	11	3	—	10	33
	道 路 貨 物 運 送 業	2	2	3	1	—	3	11
	上 記 以 外 の 運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	1	5	2	8
卸 売 ・ 小 売 業		—	6	2	1	—	1	10
金 融 ・ 保 険 業		—	1	—	2	—	—	3
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	協 同 組 合	—	—	1	—	1	—	2
	医 療 ・ 保 健 及 び 清 掃 業	1	1	—	2	4	1	9
	教 育	—	3	12	4	5	6	30
	上 記 以 外 の サ ー ビ ス 業	—	1	2	2	2	1	8
公 務		6	2	5	1	—	2	16
分 類 不 能		—	—	2	1	—	—	3
合 計		27	36	77	35	28	45	248

(平15.1~平20.12)

業種別		期間別		計
		15年 ~ 17年	18年 ~ 20年	
農・林・漁業				
鉱業				
建設業				
製造業	食料品	1	—	1
	繊維・衣服	—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	—	—
	窯業・土石	—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金属	—	—	—
	一般機械器具	—	—	—
	電気機械器具	—	—	—
	精密機械器具	2	—	2
上記以外の 製造業	—	4	4	
電気・ガス・ 熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業	道路旅客運送業	1	—	1
	道路貨物運送業	—	—	—
	上記以外の 運輸業	—	—	—
卸売・小売業				
金融・保険業				
不動産業				
飲食店、宿泊業				
医療、福祉				
教育、学習支援業				
複合サービス事業				
サービス業				
公務				
分類不能				
合計				

(平21.1~令3.12)

業種別		期間別		計
		21年 ~ 27年	28年 ~ 3年	
農・林・漁業				
鉱業、採石業、 砂利採取業				
建設業				
製造業	食料品	2	—	2
	繊維	—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	—	—
	窯業・土石	—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金属	—	—	—
	はん用機械器具	—	—	—
	生産用機械器具	2	—	2
	業務用機械器具	—	—	—
上記以外の 製造業	—	—	—	
電気・ガス・ 熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、 郵便業	道路旅客運送業	1	—	1
	道路貨物運送業	3	—	3
	上記以外の 運輸業	—	1	1
	郵便業	—	—	—
卸売業、小売業				
金融業、保険業				
不動産業、 物品賃貸業				
学術研究、 専門・技術サービス業				
宿泊業、 飲食サービス業				
生活関連サービス業、 娯楽業				
教育、学習支援業				
医療、福祉				
複合サービス事業				
サービス業				
公務				
分類不能				
合計				

(注) 平成15年1月及び平成21年1月に業種分類が一部変更された。

第9表 資格審査取扱件数一覧表

(昭25.1～令3.12)

区 分		期間別								計
		25年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 70年	80年 87年	18年 27年	28年 33年	
申 請 件 数		348	171	84	67	83	98	68	37	956
内 訳	不当労働行為	3	26	47	25	29	50	28	8	216
	法 人 登 記	29	21	24	27	24	14	11	9	159
	労働者委員 候補者推薦	289	121	13	15	30	34	29	20	551
	あっせん調停	25								25
	労働者 供給事業	2	3	—	—	—	—	—	—	5

(注1) 「あっせん調停」については、昭和27年の労働組合法の一部改正により、資格審査は不要とされた。

(注2) 取扱いの変更のため、本表では昭和25年以降の件数を計上している。

---

## 茨城県労働委員会年報 令和3年版

令和4年2月発行

編集・発行 茨城県労働委員会事務局

水戸市笠原町978番6

電話 029(301)5563 FAX 029(301)5579

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

メールアドレス [roudoui@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:roudoui@pref.ibaraki.lg.jp)



(HP用QRコード)

---